

所得税及び復興特別所得税の確定申告と 市民税・県民税の申告期限は3月16日(月)です



問合せ：確定申告については豊橋税務署(☎52・6201※自動音声案内)、
e-Taxについてはヘルプデスク(☎0570・01・5901)、
市民税・県民税の申告については市民税課(☎51・2200)
HP 5782

所得税及び復興特別 所得税の確定申告

申告が必要な方

次のいずれかに該当する方

- (1) 給与の収入金額が2千万円を超える
- (2) 給与を1か所から受けていて、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計が20万円を超える
- (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計が20万円を超える
- (4) 年金受給者で、公的年金などの収入金額の合計が400万円を超える、または、その他の所得金額が20万円を超える
- (5) 個人の事業・不動産所得者や土地・建物、株などを売却した方で、平成31(令和元)年分の各種所得金額の合計が所得控除の合計より多くなる

申告方法

■受け付けで申告

とき 2月17日(月)～3月16日(月)の月々

金曜日、2月24日(休)、3月1日(日)
午前9時～午後4時※混雑状況により早めに終了する場合があります

ところ 豊橋税務署

■e-Tax(電子申告) または郵送 で提出

国税庁ホームページなどで申告書を作成し、e-Taxまたは郵送で豊橋税務署(〒440-8504住所不要)

確定申告に関する相談会

■事前相談

とき 2月5日(水)～14日(金)の月々金曜日(2月11日(祝)を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
豊橋税務署

ところ 豊橋税務署

対象 年金受給者、住宅取得者

その他 住宅借入金等特別控除を受けするための要件など詳細は国税庁ホームページ参照

■税理士による無料税務相談

とき 2月17日(月)～3月4日(水)の月々
金曜日(2月24日(休)を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～4時
公会堂

ところ 公会堂

対象 次のいずれかに該当する方①事業所得、不動産所得または年金以外の雑所得があり、平成30年分の所得金額が300万円以下(消費税の課税事業者の場合は、平成29年分の課税売上高が3千万円以下の方) ②給与所得者、年金受給者

所得税と市民税・
県民税の控除額の違いに、
ご注意ください。



市民税課
荻野 和也

市民税・県民税の申告

申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、市内在住かつ右記の確定申告の義務がなく、次のいずれかに該当する方
- (1) 給与・公的年金などの源泉徴収票に記載されていない控除を追加する
 - (2) 収入が雇用保険、遺族年金、障害年金などの非課税所得のみ
 - (3) 給与所得（退職所得を含む）や公的年金などに係る雑所得以外の所得（営業、農業、不動産など）がある
 - (4) 平成31（令和元）年中に収入がなかった（市内在住の親族の配偶者控除や扶養控除の対象者を除く）

申告方法

■受け付けで申告

日程など 下表
 その他 2月3日(月)～14日(金)は市民税課でも申告可

■郵送で提出

申告書を市民税課（〒440-8501住所 不要）



市民税・県民税の受付日程など ※時間は9:30～12:00、13:00～15:30（公会堂は、土・日曜日、祝・休日を除く9:00～16:00）。★は施設入口から申告会場までバリアフリー

とき	ところ	とき	ところ	とき	ところ
2/17(月)～ 3/16(月)	公会堂	2/27(木)	岩田運動公園	3/5(木)	東陵地区市民館★
			五並地区市民館		前芝校区市民館★
2/19(水)	アイプラザ豊橋★	2/28(金)	二川校区市民館	3/6(金)	牟呂地域福祉センター★
2/20(木)			老津校区市民館		
2/21(金)	アイプラザ豊橋★	3/2(月)	石巻校区市民館	3/9(月)	賀茂校区市民館（午前中のみ）
	大崎校区市民館		西郷校区市民館（午前中のみ）		
2/25(火)	東部地区市民館		二川南校区市民館		
	天伯校区市民館	3/3(火)	大清水地域福祉センター★	3/10(火)	幸校区市民館
2/26(水)	野依校区市民館				3/4(水)
	杉山地区市民館	東陽地区市民館★	石巻地区市民館★		
	谷川校区市民館			3/11(水)	中央図書館

ふるさと納税に係る
寄付金控除の申告漏れに
ご注意ください。



市民税課
大原 美早

受け付けで申告する際の持ち物

- 申告書
- 印鑑
- 給与・公的年金の平成31（令和元）年分源泉徴収票（原本）
- 青色決算書または収支内訳書、その他帳簿書類
- 本人名義の預貯金通帳
- 各種控除（社会保険料、生命保険料、医療費）を受けるための証明書
- 配偶者・被扶養者の収入金額が分かるもの
- マイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）の写し
- 配偶者や扶養控除、専従者控除などを申告する場合は、扶養親族や専従者のマイナンバーが分かるもの
- 代理の方が申告する場合は、代理の方の身元確認書類（写真付きでない場合は2つ以上必要）と委任状

